

昭和六年一月十三日

右寫也

原告訴訟代理人

氏

名印

(未完)

前號八一頁下段七行三字目地は貳の誤り、九〇頁下段九行目十
一月とあるは十月の誤り。

〔正誤〕

木曾路(六)

牧田修

せしめた。その出役を命ずる郷村のことを助郷と稱したのである。

街道筋を通行する、人馬や荷物の、繼立をする機關として、間屋場が設けられてゐた。その間屋場には、一定數の人夫と馬とが常置せられてゐた。しかし、諸大名の參勤交代のやうな、大きい通行があると、間屋場に常置された一定數の人夫と馬だけでは、繼立が出来ないから、これを補ふために、宿驛の近郷に於ける村々から、人夫や馬を出役

助郷には、定助郷と代助郷との別があつた。定助郷といふのは、常任のものを謂ひ、代助郷とは、大助郷とも謂つて、常助郷の不足を補ふためのものであつた。

當助郷は、高百石につき馬二疋、人足二人位の割合で、人馬を宿驛に出役せしめた。そして、その代償として、諸役高掛り物を免ぜられた。代助郷も亦常助郷と同じ程度

の、人馬を宿驛に出役せしめ、その代償として、諸役高觸り物を免ぜられた。

指定せられた助郷に對して、差出すべき人馬の役割を觸れるものは、道中奉行所で、「助郷帳」といふ帳面に、このことを記した。

II

木曾路の宿々で、どれほどの助郷が徵せられたかについて、次のやうに記されてゐる。

天保十年尾張藩主の遺骸が通つたときには、同勢凡そ千六百七十人ほどの人數がこの宿に溢れた。木曾谷から寄せた七百三十人の人足だけでは手が足りなくて、千人あまりも伊那の助郷が出た(六)。

木曾寄せの人足七百三十人、伊那の助郷千七百七十人、

この人數合せて二千五百人を動かすほどの大通行が、馬籠の宿を経て江戸表へ下ることになつた(一)。

宿驛附近にある百姓はみなことに應ずる義務があるとしてあつた。この用役を命ずるために、奉行はときに伊那地

方を見分した。助郷を勤める村々の石高を合計、一萬三百十一石六斗ほどに見積り、それを各村に割當てた。最も大きい村は千六十四石、最も小さい村は、二十四石といふ風に。天龍川のほとりに住む百姓三十一ヶ村、後に六十五ヶ村のものは、こんな風にして彼等の鍬を捨て、彼等の田園を離れ、伊那から木曾の通路にあたる風越山の山路を越して、御觸當ある毎に、この勞役に參加した(二〇)。

徵集の命令のある毎に、助郷を勤める村民は、上下二組に分れ、上組は木曾の野尻と三留野の兩宿へ、下組は妻籠の兩宿へと出で、交代に朝勤め、夕勤めの義務に服して來た。もし天龍川の出水などで、川西の村々に差支の生じた時は、總助郷で出勤するといふ、堅い取極であつた(二一)。

百姓たちとしては、御通行の多い季節が、ちやうど農業のいそがしい頃にあたる。彼等は従順でよく忍耐した。中には、それでも困窮のあまり、助郷不參の手段を探り、山抜け、谷崩れ、出水などの口實にかこつけて、この制度に

對抗するやうな村々をさへ生じた(一一)。

助郷を勤める村々は、五ヶ村を平均して、人足だけでも一ヶ年の石高百石につき、十七人二分三厘三毛ほどになる。しかし、これは天保年度のことと、助郷の負擔は次第に重くなつた。嘉永年代からは、諸大名、公役等が通行も繁く、その度に徵集され、嶮岨な木曾谷を往復することであるから、自然と人馬も疲れ、病人や死亡者を生ず。繼立にも差支を生ずるやうな村々が出て來た(一二)。

三

助郷制度のために、宿驛に近い郷村の百姓は、すいぶん苦しんだ。それは、助郷人夫としての、宿場での勤は一日であつても、前の日に村方を出て、その晩に宿場に着き、翌日は勤めに服し、繼き場の遠いところへ繼き送つて宿場へ歸ると、どうしても、その晩は村方へ歸ることが出來ない。それで、一日の勤めに、前後三日、どうかすると四日を費し、あまつさへ、泊りの食物の入費も多く、折返し使はるゝ途中で小遣錢もかゝり、その日に取つた人馬賃錢は

いくらも殘らない。遠い村方では、この勞役に堪へ難く、問屋とも相談の上で、御觸當の人馬を代錢で出すと、この夫錢がまた夥しい高に上る。村々の痛みは一通りではない。助郷村々では、その勤めも續かなくなつて來た。おまけに諸色は高く、農業は後れ、女や老人任せで田畠も荒れるばかり、そんなことで、どうして百姓の立の瀬があらう。何とかして村民の立ち行くやうに考へて貰ひたい(一二)と、助郷村は主張するやうになつた。

助郷から言ふと、宿の御傳馬が、街道筋に暮してゐて、兎も角も妻子を養つて行くのに、その應援に來る在の百姓ばかり、食ふや食はずにゐる法はない。それに、ある助郷村には、疲弊のために休養を許して、ある村には許さないとなると、御觸當は不公平だといふ聲も起つて來る。舊助郷と新助郷だけでも、役を勤めに出て來る氣持は違ふ。一概に助郷の不參といふけれども、村々によつて、いろいろのものがある(四一)。

様の還御にあたりまして、木曾街道の方にも、諸家様のおびたゞしい御通行がございました。何分にも毎日のことで、御繼立も行き届かず、それを心配いたしまして、木曾十一宿のものが、定助郷の歎願に當御役所に罷り出ました。間屋四名、年寄役一名、都合五名のものが總代として出たやうな次第でございます。その節定助郷は御許しがなく、本年一月から、六ヶ月の間、當分助郷を申付けるとのことで、あの五名のものも、歸村いたしました。最早その期日も、残り少なでござりますし、何かとその邊のことも御配慮に預りませんと、また／＼元通り繼立てに難澁するかと心配いたします」

かういふ申立に對して他のものはまた、別の立場から木曾地方の助郷の組織を改良すべき時機に達したことを申し立てる。從來用役として、公用藩用に役立つて來たもの以外に、民間交通事業の見るべきものが、追々と發達して来てゐる。伊那の中馬、木曾の牛、あんこ馬（駄馬）それから雲助の仕事がそれだ。伊那の中馬と來ては、物資の陸上

運搬に、さかんな活動を始め、松本から三河、尾張の街道及び甲州街道は彼等中馬が往來するところに當り、木曾街道にも、出稼ぎするものが少くない。その村數は百六十ヶ村の餘を數へ、最も多い村に百四十五疋、最も少い村でも、十疋の中馬を出してゐる。もしこの際、定助郷の設備もなく、彼等を優遇する方法もなく、御役に應する百姓の位置をもつとはつきりさせることができなかつたら、割のよい民間の仕事に壓されて、ますます多くの助郷不參の村々を出すであらう。その邊の事情も一應考慮の中に入れて頂きたい（四五）。

四

かやうに、木曾街道宿驛總代のものは、江戸神田橋外にある道中奉行都筑駿河の役宅に出来頭して陳情に及んだのである。その際の陳情に於て、「諸家様御威勢をもつて、仰せつけられるやうになり、美濃落合宿あたりから、一時に助郷人馬をもつて、多數の繼立があるが、木曾の下四宿は、小驛のこととて、人馬は二十五人二十五疋に過ぎないか

ら、宿方では應じきれぬ。人馬の立坂るまで御猶豫を願ひ時刻に依つては、お泊をも願ふが、御聞入がない。御威勢をもつて、厳しく申付けられるので、附近の村々から、人馬を雇ひ入れて、無理に繼立をすると、雇金も年々積つて、宿方は困窮の基となるとも述べ立てゝる(四五)。

木曾街道は、街道筋を通行するもので、繁盛したにはちがひないが、人馬の繼立では、宿驛の方も、近郷の村々も困窮したのである。

福島の關所

福島の關所は、木曾街道中の關門と言はれて、大手橋の向ふに、正門を構へた山村氏の代官屋敷からは、河一つ隔てた町はづれのところにあつた。「出女に入鐵砲」と言つた昔は、西から來る鐵砲の輸入と、東よりする女の通行を、そこで取締つた。

女の旅は嚴重を極めたもので、髪の長いものは固より、そうでないものも、尼、比丘尼、髪切、少女などゝ、通行

者の風俗を區別し、乳まで探つて眞偽を確めた。

これは誘拐を防ぐ精神から出たことは明であるが、一面には、江戸を中心とする參勤交代の制度を語り、一面には婦人の位置のいかなるものであるかを語つてゐた。

通り手形を所持する普通の旅行者は、何の憚るところはない。それでも、いよいよ關所にかゝると、その手前から笠や頭巾を脱ぎ、思はず襟を正したものであるといふ(一五)。

二

この福島の關所は、西の門から東の門まで、一町ほど廣さがある。一方は傾斜の急な山林に倚り、一方は木曾川の断崖に臨んだ位置にある。

この關所を守つてゐるのは、山村甚兵衛代理格の奉行、加番の役人等四人が、調べ室の正面に控へて、その側に足輕が二人づゝ四人詰めてゐた。その外にも、西に一人、東に二人の番人が、更に要害の好い門の側を堅めてゐた。

行つて、先着の旅行者達の取調が済むのを待つのである。

由緒のある婦人の旅かと見へて、門内に駕籠を停めさせ、乗物のまゝ取調を受けてゐるものがあつた。

「髮長御一人」

乗物の側で起る聲を聞いた。

駕籠で來た婦人は、いくらかの袖の下を、番人の妻に握

らせて、型のやうに通行を許されたのだ。

半藏の順番が來た。調べ所の壁に掛る突棒、さす又などといかめしく眼につくところで、階段の下に手をついて、かねて用意して來た手形を役人達に取出して見せるだけで済んだ（一六）。

木曾の福島の關所は、凡そこんなものであつたらしい。

東 北 漫 步

（福島縣之卷）（一）

和 生 泉

源義家が奥州征討の折、燐爛と駿き誇る櫻樹の下に馬を鞍じ

吹く風を勿來の關と思へども

みちもせに散る山櫻かな

と詠じた勿來の關跡は、茨城福島兩縣界に在り、東は大海渺々涯しなく、西は峻嶺廻々として遠く連り、縣崖絕壁天

を摩し、當時は白河・念球と共に奥州三關と稱せられ、陸奥の拓植と東夷の猖獗を鎮撫するため、軍事的に構築されたものであつた。老松鬱蒼と繁茂し、松籟潮音に和する雅趣は、關東の宮、義家矢の根の清水、宗任涙石、義家の墓碑等の史蹟に往古の繪巻が偲ばれる。關趾を北進すれば植田町であるが、延長五百二十米の威容鉤川橋が白蛇の如く